



総務文教 常任委員会

総務文教常任委員会は、所管事務調査として委員会を開催し、次の事項について調査を行いました。



9月2日（月） 多目的運動公園 総合管理棟について

8月末に完成した多目的運動公園総合管理棟を現地視察し、施設内の説明を受けました。

1階には選手の休憩スペースが確保され、室内に2階へ繋がる階段を設置しているため、凍結や天候に左右される心配もなく利用することができます。また、トイレはテニスコートやサッカーゴーランドからも利用しやすくなつたことが分かりました。



処分場

一般廃棄物最終処分場 について

本年で埋立容量が満たされた第2期一般廃棄物最終処分場を現地視察し、現在の埋立量を確認し、資料を基に管理体制などの説明を担当課から受けました。

本年で埋立容量が満たされた計画でしたが、ゴミの分別・減量が進み、延長が可能となりました。また、延長に伴い施設設備の劣化状況の確認・点検が必要なことや、生ゴミを活用している堆肥の還元率が年々減少しているなどの課題があることが分かりました。今後もゴミの分別・減量に努めていく必要があることを改めて認識しました。

議会を傍聴してみませんか

事前申し込みなど面倒な手続きはありませんのでお気軽にお越しください。

【お問い合わせ先】
小清水町議会事務局 ☎62-4477(直通)

皆さんご意見・ご感想をお待ちしております。



- 編集 / 議会報編集特別委員会
- 委員長 / 瓜田 新一
- 副委員長 / 木戸 寛治
- 委員 / 高橋 隆文・鬼塚 茂
工藤 孝一・佐藤 智

議会事務局 ☎ 0152-62-4477 (直通)

きないものとして北海道より造成計画の承認を受けています。また、北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」により、今後処理施設の更新の際は広域処理を前提として進めることとなつており、本町は斜里、清里の斜里郡3町での協議が必要で、各町の現有施設を見ても新たな焼却施設の設置は困難です。

また、産業廃棄物の運搬・処分の業務は、道より許可を受けた民間事業者が管内でも多数営業しており、現状の法制度のもとでは処理施設を整備することは考えておりませんので、ご理解願います。



問①
森 浩議員
おき家対策について

本年3月に空家等対策計画書が策定され6か月が経過しています。この計画書策定の背景には、遅々として進まない危険家屋等の抜本的解決

策として「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、法的根拠が整備されました。
本町の危険家屋に対する今日までの取り組み状況と、今後の考え方をお聞きします。

答① 久保 弘志町長

本年3月に策定した、「空家等対策計画」の中の空家バンク制度では現在登録が1件、空家等解体促進補助制度では申請が1件ありました。

危険家屋に対する取り組みですが、近日中に「空家等対策協議会」の開催を予定しており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「特定空家」に認定する基準について協議することとしています。この基準に

より対象となる住宅については、相談や指導など所有者へ適切な管理の働きかけを行い、解体以外に解決の方法がないケースに対しては、空家等解体促進補助制度によって、まずは所有者自身の自発的な解体を促したいと考えています。

議会日誌 9月1日~30日

1日 議会報編集特別委員会

総務文教常任委員会

議会運営委員会

経済厚生常任委員会

12日 敬老会

商工会と小清水町議会懇談会

13日 議会運営委員会

18日~19日 議会運営委員会

第4回町議会定例会

決算審査特別委員会

議員協議会

表彰審議会

役場庁舎等建設検討特別委員会

30日 斜里郡3町議会議員研修会(清里町)



空き家が危険な状態になつた場合には、所有者にお話をしています。自治会の協力については、行政が進めるよりも上手くいくこともあります。まずは対策協議会の中で判断基準や助言・勧告等の対応についての基準を明確にして、それから自治会のご協力をいただけるよう協議をしながら進めていきたいと考えています。

問② 森 浩議員

空き家等対策計画書にある危険家屋は持ち主とやりとりをしているのか。また、町中の危険家屋から歩道にゴミが出ていたり、枝が

歩道まで出ている危険な場所も見られます。が、いかがでしょうか。
がり対策を進めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

答② 久保 弘志町長

空き家が危険な状態になつた場合には、所有者にお話をしています。